（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ノの条において「協会」を「「協会」に改める。

第四十三条第一項中「様式三号」を「様式第三号」に改める。

第百条の表七の項中「第二十九の四の二第一項第一号」を「第二十九条の四の二第一項第一号」に改める。

第百三条の見出しを「（令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）」に改める。

第百四条の見出しを「（令第十一条第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額）」に改める。

第百二十一条第二項中「同項第三号イ」を「同項第四号イ」に改める。

第百七十九条中「第三十九条第一項第六号」を「第四十七条第一項第六号」に改め、同条第一号中「附則第三十八項」を「附則第三条第一項」に改める。

第百八十条中「第三十八条各号」を「第四十六条各号」に、「附則第三十八項」を「附則第三条第一項」に、「同項の承認を行う社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長（以下「承認庁」という。）」を「厚生労働大臣」に改める。

第百八十一条第一項中「附則第三十八項」を「附則第三条第一項」に、「承認庁」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に、「承認庁」を「厚生労働大臣」に改める。

第百八十四条中「附則第三十九項」を「附則第三条第三項」に改める。

第百八十五条及び第百八十六条中「承認庁」を「厚生労働大臣」に改める。

第百九十六条中「第百九十一条第六号」を「第百九十条第一号、第二号及び第六号」に改める。

第百九十九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百二十二条第二号中「第四十四条に規定する」を削る。

附則第一条の表上欄中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条ノ四第一項」に、「第七十六条の四第一項」を「第七十六条ノ四第一項」に改める。

別表第一の一級の項障害の状態の欄第四号中「要する」の下に「もの」を加える。

様式第一号(1)（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏面）

注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住　所

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3．私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

備考　1．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

4．別途被保険者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5．被保険者に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1)　被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。

(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。

(3)　被保険者の資格を喪失したときは、十日以内に被保険者証を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は五日以内に保険者に返納すること。

(4)　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5)　被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由することを要しないこと。